

2022年4月から18歳で「大人」に！
～大人になるってどんなこと～

民法が改正され、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年に達すると何が変わるのでしょうか。

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。例えば、スマートフォンを契約する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、自動車を購入した時にローンを組むことができるようになります。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。成年に達すると、親の同意がなくとも自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあります。そこに付け込み、成年に達したばかりの若者をねらう悪質な業者もいます。成年年齢引き下げ後は、よりいっそう、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。トラブルに遭わないために、契約に関するルールを覚え、若者の消費者トラブル事例を知ることが大切になります。

成年年齢の引き下げ後も、これまでどおり20歳にならないとできないことがあります。例えば、健康面への影響や非行防止の観点などから、飲酒や喫煙ができる年齢は20歳のまま維持されます。競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限も同様ですので注意が必要です。

県民サービスセンターでは、消費生活に関することや成年年齢引き下げなど、くらしに役立つ知識を学ぶための出前講座を行なっています。お住まいの地域に講師を無料で派遣しますので、お気軽にご活用ください。少人数、短時間でもかまいません。対象に合わせた内容でお話しします。

(参考：政府広報オンライン)

(参考：国民生活センター発行 2022年版くらしの豆知識)